千葉市障害者職場実習事業実施要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、一般就労を希望する障害者に対し、就職前に企業等で一定期間の実習を行い、相互理解を深めたうえで雇用に結びつけることにより、障害者の職場定着を図り、もって障害者の一般就労を促進することを目的とする。 (対象者)
- 第2条 本事業は、一般就労を希望しており、次の各号のいずれにも該当する者 を対象とする。
 - (1) 次に掲げるいずれかの者
 - ア 千葉市療育手帳制度実施要綱(平成4年4月1日施行)第6条に基づく 療育手帳の交付を受けた者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (2) 公共職業安定所に求職登録をしている者
 - (3) 本市に住所を有する者
 - (4) 実習可能な健康状態にあり、原則として自力で事業所へ通える者 (実習先事業所)
- 第3条 本事業による実習先は、次の各号のいずれにも該当する事業所とする。
 - (1) 障害者の雇用を検討していること
 - (2) 障害者の一般就労の促進に理解があること
 - (3) 実習に当たり適切な職場環境を提供できること

(実習の申込み及び調査)

- 第4条 本事業による実習の利用を希望する障害者(以下「実習希望者」という。) は、障害者職場実習利用申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の障害者職場実習利用申込書(以下「利用申込書」という。)の 受理に際し、実習希望者の健康状態を把握するため、医師の診断書等の提出を 求めることができる。
- 3 市長は、第1項により利用申込書の提出があったときは、当該申込書の記載 事項その他必要事項について調査を行う。

(実習事業所の申込み及び調査)

- 第5条 本事業による実習の実施を希望する事業所(以下「実習希望事業所」という。)の代表者は、障害者職場実習事業所申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の障害者職場実習事業所申込書の提出があったときは、当該申 込書の記載事項その他必要事項について調査を行う。

(実習の決定)

- 第6条 市長は、第4条第3項による調査の結果、実習希望者が第2条各号のいずれにも該当することが認められ、かつ、前条第2項による調査の結果、実習希望事業所が第3条各号のいずれにも該当することが認められる場合は、実習の実施に当たる意向等を確認するため、実習希望者及び実習希望事業所の代表者と協議する。
- 2 市長は、前項の協議を踏まえ、実習の実施を決定し、障害者職場実習実施決 定通知書(様式第3号)により当該実習を利用することとなる実習希望者(以

- 下「実習利用者」という。)及び当該実習を実施することとなる実習希望事業所 (以下「実習事業所」という。)の代表者に通知する。
- 3 前項による決定を受けた実習利用者は、当該実習の開始前に、実習の利用に 関して誓約書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 第7条 市長は、実習の開始前に、実習利用者及び実習事業所の代表者と協議の うえ、障害者職場実習実施計画書(様式第5号)を作成する。
- 2 実習利用者及び実習事業所の代表者は、前項の障害者職場実習実施計画書 (以下「実施計画書」という。)に基づき実習を実施する。

(実習日数及び回数の上限)

- 第8条 実習1回当たりの実習日数は、20日を上限とする。
- 2 同一の実習利用者の実習回数は3回を上限とする。なお、同一の実習利用者 による同一の実習事業所での実習回数は1回限りとする。

(奨励金)

(実施計画書)

第9条 市長は、第7条第2項により実習を実施した実習事業所の代表者に対し、 実習を実施した日に応じ、奨励金として実習利用者1人1日につき2,000 円を支払う。

(実習状況の把握)

第10条 市長は、実施計画書に基づき、実習期間中に職員を実習事業所に派遣 し、実習の状況を把握する。

(実績報告及び奨励金請求)

- 第11条 実習事業所の代表者は、実習の最終日から起算して10日以内に、障害者職場実習実績報告書(様式第6号)を市長に提出するとともに、障害者職場実習奨励金請求書(様式第7号)により、奨励金の請求を行う。
- 2 市長は、前項の規定により提出された障害者職場実習実績報告書について、 前条により把握した実習の状況に基づき当該報告書の内容を確認のうえ、前項 による請求を受けた日から30日以内に実習事業所の代表者に奨励金を支払わ なければならない。

(実習の中止)

- 第12条 実習利用者又は実習事業所の代表者は、実習の開始後に当該実習の継続が不能又は不要となった場合は、障害者職場実習中止協議書(様式第8号) を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、予期しない事故、天災等の発生その他の理由により、実習の開始後 に当該実習の継続が不能となった場合は、当該実習を中止することができる。
- 3 前項の規定により実習を中止したときは、中止した時点において実習利用者 及び実習事業所の双方が第1条に規定する目的の達成を認めた場合を除き、当 該実習を第8条第2項に規定する実習回数に含まないこととする。
- 4 市長は、第1項の障害者職場実習中止協議書の提出を受け、実習を中止することが適当であると認められるとき、又は第2項により実習を中止することとしたときは、障害者職場実習中止決定通知書(様式第9号)により実習利用者及び実習事業所の代表者に通知する。

(保険)

第13条 市長は、本事業の実施に当たり必要な保険に実習利用者を加入させ、 その費用は千葉市が負担する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。